

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和4年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯則事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 納税者からの申告や届出等による課税管理業務 2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務
③システムの名称	税務総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・文書指導班 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県総務部税務課 税務電算班 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-1130

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 5②所属長	税務課長 高橋 孝弘	税務課長 高橋 邦武	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成30年1月25日	I 5②所属長	税務課長 高橋 邦武	税務課長 伊東 弘毅	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成31年3月27日	I 5②所属長	税務課長 伊東 弘毅	課長	事前	項目変更による修正
平成31年3月27日	II 1いつ時点の係数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
平成31年3月27日	II 2いつ時点の係数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
平成31年3月27日	IVリスク対策			事前	様式変更による項目追加
令和2年1月14日	II 1いつ時点の係数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和2年1月14日	II 2いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和2年1月14日	IV8実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	軽微な変更(外部監査を導入)
令和2年7月12日	II 1いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和2年7月12日	II 2いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和2年7月12日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・公聴班	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・文書指導班	事後	軽微な変更(組織の変更)
令和3年7月30日	I 4②法例上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	軽微な変更(法令改正による号ズレ)
令和3年7月30日	II 1いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和3年7月30日	II 2いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)
令和4年8月9日	II 2いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	軽微な変更(見直しを実施した時期の更新)